

# 平成 18 年度事務事業評価票

事業名	多摩都市モノレール	所 管 局	都市整備局	事業開始	昭和 60 年度
		18 年度予算現額	千円	終了予定	未定

## 1 今回の見直しにおける視点

(1) **当初計画と実績が大きく乖離** (2) 見直し・再構築 (ア 補助のあり方 イ 施設のあり方や運営方法 ウ 行政水準 エ 役割分担)

## 2 事業化の経緯・目的

### 沿革

昭和 61 年 4 月 多摩都市モノレール株式会社設立  
 平成元年 9 月 都市計画決定  
 平成 2 年 6 月 立川北～上北台区間認可  
 平成 3 年 9 月 多摩センター～立川北区间認可  
 平成 10 年 11 月 立川北～上北台区間開業 (5.4Km)  
 平成 12 年 1 月 多摩センター～立川北区间開業 (10.6Km)

### 目的

多摩地域南北方向の公共交通網の充実、核都市間相互の連携強化、自立性の高い地域形成を図ることを目的としている。

## 3 現状・課題

### 概要

事業主体：多摩都市モノレール株式会社  
 資本金 205 億円 (うち都 104 億円 (51%))  
 乗客数 (平成 17 年度実績)：計画 151,800 人 / 日 実績 105,648 人 / 日 (計画比 69.6%)  
 建設費： 2,421 億円  
     インフラ部 (建設局施工) 1,163 億円  
     インフラ外部 (多摩都市モノレール(株)施工) 1,258 億円  
 経営状況 (平成 17 年度末)  
 純損失 7.6 億円 (営業利益 5.7 億円)、債務超過 22 億円、累積損失 228 億円  
 今後の収支見込：営業収支は黒字だが、建設費が当初計画のほぼ 2 倍になる一方で、乗客数は計画を大きく下回っていることなどから、今後 2、3 年以内に資金不足に陥るおそれがある。

## 4 今回の見直しの内容

多摩都市モノレール(株)の経営安定化のため、資金不足の解消に向けた経営改善策を検討する。

## 5 見直しに対する評価

多摩都市モノレールは、多摩地域における公共交通機関として不可欠であり、引き続き見直しを行うことは妥当である。

19 年度要求額	千円	15 年度決算額	16 年度決算額	17 年度決算額
19 年度予算額	千円	千円	千円	千円

# 平成 18 年度事務事業評価票

事業名	心身障害者扶養年金	所 管 局	福祉保健局	事業開始	昭和 44 年度
		18 年度予算現額	千円	終了予定	平成 18 年度

## 1 今回の見直しにおける視点

(1) 当初計画と実績が大きく乖離 (2) 見直し・再構築 (ア 補助のあり方 イ 施設のあり方や運営方法 ウ 行政水準 エ 役割分担)

## 2 事業化の経緯・目的

心身障害者の保護者が掛金を払込み、保護者亡き後、残された障害者の生活の安定と福祉の向上を図る。(昭和 44 年 4 月創設)

## 3 現状・課題

国の障害基礎年金の創設(昭和 61 年度)や社会福祉施策の充実などにより制度への加入率が大幅に減少している。また、制度創設時に予定していた運用利率の悪化(昭和 44 年度 6.5% 平成 16 年度 0.09%)もあり、適正掛金と運用掛金との格差が増加している。

現行制度を維持する場合、大幅に掛金を値上げするか、毎年度多額の公費負担が必要になる。

なお、現行制度のまま運営した場合、平成 23 年度に心身障害者扶養年金基金は枯渇する。(平成 17 年 3 月末基金残高 191 億円)

## 4 今回の見直しの内容

平成 18 年 10 月 27 日、東京都心身障害者扶養年金審議会により、制度の廃止が妥当であると答申を受けた。

制度の廃止に当たっては、答申に基づき、年金受給者は、現行と同様の給付を継続するとともに、年金未受給者には、全国制度並みの給付額を掛金を納付した期間に応じて清算する。

この結果、制度廃止による公費の投入予定額は、1,450 億円程度が見込まれるものの、将来の継続的かつ、多額な公費負担が解消する。

なお、平成 19 年度予算では、800 億円の公費投入を行い、一括清算の申し込み状況等を踏まえ、残りの予算計上を行う。

## 5 見直しに対する評価

将来にわたる継続的な公費負担等を考慮すると、制度の廃止は妥当である。

19 年度要求額	千円
19 年度予算額	80,000,000 千円

15 年度決算額	16 年度決算額	17 年度決算額
千円	千円	千円

# 平成 18 年度事務事業評価票

事業名	ひよどり山有料道路事業	所 管 局	建設局	事業開始	平成 8 年度
		18 年度予算現額	千円	終了予定	平成 42 年度

## 1 今回の見直しにおける視点

(1) 当初計画と実績が大きく乖離 (2) 見直し・再構築 (ア 補助のあり方 イ 施設のあり方や運営方法 ウ 行政水準 エ 役割分担)

## 2 事業化の経緯・目的

八王子市中心市街地と市北西部とをつなぐ道路であり、並行する国道 16 号や八王子バイパスなどの周辺道路の慢性的な渋滞を緩和。

圏央道あきる野インターの開業による交通需要の増大に対する周辺道路網の拡充。

多摩地域の道路整備促進のため、建設費の借入金で短期間の集中投資ができ、事業効果の早期発現が期待できる有料道路事業を東京都道路公社が実施。

## 3 現状・課題

平成 8 年度事業着手、平成 13 年 1 月開業、延長 1,650m、2 車線、事業費 117 億円  
 交通量 (18 年 9 月現在): 計画 8,957 台 / 日 実績 3,374 台 / 日 (計画比 38%)

収支率: 70% (収入に対する経費の割合)

交通量が計画と比べて少ないため、周辺の交通課題の解決に至っていない。

八王子市からの要望: (1) 早期無料開放

(2) 本道路及びその前後区間 (八王子駅前 ~ 新滝山街道) 道路の市への移管

今後交通量の大幅な増加を見込むことができず、平成 18 年度以降建設借入金の償還ができない見通し。

行財政改革実行プログラム: 事業のあり方を検討し、平成 18 年度中に方針決定

## 4 今回の見直しの内容

平成 19 年度に有料道路事業を終了し、無料開放を図る。

無料開放により、大幅な交通量の増加を見込む。

<参考> 平成 17 年 3 月無料キャンペーン 期間中 3 倍の利用実績

有料道路事業終了にあたり、借入金残債 (約 69 億円) を一括償還する。

同時に、本道路及びその前後区間道路を市道として八王子へ移管する。

## 5 見直しに対する評価

「今後の財政運営の指針」に即しており、適切である。

市中心部と市北西部のアクセス交通分散による周辺道路の渋滞緩和、地域内道路への迂回車両の減少による生活環境や安全性の向上が図られる。

地域の連携強化による商業・業務機能等の活性化や利便性の向上が図られる。

今後の都財政の負担軽減を図ることができる。

19 年度要求額	6,862,000 千円
19 年度予算額	6,862,000 千円

15 年度決算額	16 年度決算額	17 年度決算額
千円	千円	千円

# 平成 18 年度事務事業評価票

事業名	稲城大橋有料道路事業	所 管 局	建設局	事業開始	昭和 63 年度
		18 年度予算現額	千円	終了予定	平成 36 年度

## 1 今回の見直しにおける視点

(1) 当初計画と実績が大きく乖離 (2) 見直し・再構築 (ア 補助のあり方 イ 施設のあり方や運営方法 ウ 行政水準 エ 役割分担)

## 2 事業化の経緯・目的

多摩川中流部の橋梁における慢性的な渋滞の緩和のため、「多摩川架橋及び関連道路整備促進協議会」から早期事業化の要望。

知事諮問機関「多摩川中流部架橋検討委員会」で有料道路事業実施の答申。

建設費の借入金で短期間の集中投資ができ、事業効果の早期発現が期待できる有料道路事業を東京都道路公社が実施。

## 3 現状・課題

昭和 63 年度事業着手、平成 7 年 4 月開業、延長 2,100m、4 車線、事業費 248 億円  
 交通量（平成 18 年 9 月現在）：計画 21,837 台 / 日 実績 10,531 台 / 日（計画比 48%）

収支率：40%（収入に対する経費の割合）

多摩川中流部における橋梁の整備：18 年度 多摩川原橋 4 車線化

22 年度 是政橋 4 車線化（予定）

今後交通量の大幅な増加を見込むことができず、今後数年間は建設借入金の償還が困難となる見通し。

行財政改革実行プログラム：平成 18 年度交通動向調査 平成 19 年度報告

## 4 今回の見直しの内容

平成 19 年度も引き続き、交通量の動向調査を行い、実態に即した今後の収支見込を算出する。  
 その上で、本道路を取り巻く状況の変化やそれに伴う課題を整理し、今後のあり方を決定する。

## 5 見直しに対する評価

本有料道路事業の今後のあり方を決定するにあたり、課題を整理していくことは対応策として適切である。

19 年度要求額	千円
19 年度予算額	千円

15 年度決算額	16 年度決算額	17 年度決算額
千円	千円	千円

# 平成 18 年度事務事業評価票

事業名	(財)東京都人権啓発センター運営費補助	所 管 局	総務局	事業開始	昭和 46 年度
		18 年度予算現額	134,304 千円	終了予定	未定

## 1 今回の見直しにおける視点

(1) 当初計画と実績が大きく乖離 (2) 見直し・再構築 ( ア 補助のあり方 イ 施設のあり方や運営方法 ウ 行政水準 エ 役割分担 )

## 2 事業化の経緯・目的

(財)東京都人権啓発センター(以下センター)は、同和問題をはじめとする人権問題の解決に資するため、人権に関する教育・啓発及び人権の擁護等の事業を実施し、都民の人権意識の高揚を図ることを目的とする団体である。

都は当該財団の事業活動を支援するため、運営費を補助する。

## 3 現状・課題

現行の補助制度では、センターの支出額総額(人件費、事務費、事業費)から、センターにおける事業収入を差し引いた額を補助することとしている。このため、いわゆる「足らずまい補助」となり、センターの経営努力により事業収入を増加させても、都の補助金が減少してしまうため、努力が効果として現れず、効率的な経営を行うインセンティブが働きにくい状態となっている。

## 4 今回の見直しの内容

これまでの全額補助制度(足らずまい補助)から項目補助制度に変更し、補助事業を明確化する。人件費を含む「管理費」については、センターの役割や組織の維持・存続の観点から全額補助を継続する。

「事業費」については別途区分した「補助事業」のみ全額補助を行い、「対象外事業」としたものは補助しない。

「対象外事業」についてはその実施の可否も含め事業収入及びセンターの自主財源で行うものとする。

項目補助は、これまでどおり年度末の事業報告をもって額の確定を行い、精算する。

## 5 見直しに対する評価

以下の理由から、見直しは妥当である。

補助事業を明確化することにより、補助金を効果的に投入し、補助金額を圧縮することができる。

「補助対象外事業」におけるセンターの自主性が明確になり、事業収入を増やす努力が見込まれるとともに、投資効果を踏まえた独自の事業構築が可能となる。

財団の管理運営上、サービス向上とともに効率性追求・経費節減のインセンティブが働くようになる。

19 年度要求額	134,085 千円
19 年度予算額	134,549 千円

15 年度決算額	16 年度決算額	17 年度決算額
142,537 千円	133,562 千円	130,507 千円

# 平成 18 年度事務事業評価票

事業名	野川流域における雨水浸透ます設置補助	所 管 局	環境局	事業開始	平成 2 年度
		18 年度予算現額	3,830 千円	終了予定	平成 18 年度

## 1 今回の見直しにおける視点

(1) 当初計画と実績が大きく乖離 (2) 見直し・再構築 (ア 補助のあり方 イ 施設のあり方や運営方法 ウ 行政水準 エ 役割分担 )

## 2 事業化の経緯・目的

平成 2 年度に国分寺市真姿の池で開始  
雨水を地下に浸透させて地下水を涵養することにより湧水湧出量の回復を目的とする。

## 3 現状・課題

湧水湧出量の回復の効果について、現段階で十分な検証がなされていない。  
区市が建築指導要綱や下水道接続時の指導等によって設置を進めることが効果的である。

〔参考〕 ・補助率 都 1/3 区市町村 2/3  
・平成 2 年度から平成 17 年度までの設置実績 20,451 基  
・平成 18 年度予定規模 300 基

## 4 今回の見直しの内容

雨水浸透ます設置補助については、平成 18 年度限りで事業終了とする。  
平成 19 年度以降については、都は水収支調査を実施し、その実施結果に基づき雨水浸透対策を検討し進めていく。

## 5 見直しに対する評価

区市と調整のうえ、平成 18 年度で確実に事業終了することが適切である。  
今後は、水収支調査実施結果に基づき、雨水浸透対策を検討し進めていくべきである。

19 年度要求額	千円
19 年度予算額	千円

15 年度決算額	16 年度決算額	17 年度決算額
19,933 千円	11,574 千円	5,930 千円

# 平成 18 年度事務事業評価票

事業名	創業支援機能（臨海地域賃貸ビル内）の運営	所 管 局	産業労働局	事業開始	平成 8 年度
		18 年度予算現額	歳出 549,014 (歳入 135,113) 千円	終了予定	未定

## 1 今回の見直しにおける視点

(1) 当初計画と実績が大きく乖離 (2) 見直し・再構築 (ア 補助のあり方 イ 施設のあり方や運営方法 ウ 行政水準 エ 役割分担)

## 2 事業化の経緯・目的

新しい分野へ進出する意欲的な起業家の活動を支援するため、都内で創業を図る起業家や創業後間もない企業に対して、低廉な賃料による創業の場を提供する。

## 3 現状・課題

現況(平成 18 年 3 月末) タイム 24 ビル(江東区青海 2-45) インキュベーション 42 室 / スペース 31 室  
賃料(1/2 補助後)・稼働率: インキュベーション 3,025 円/m<sup>2</sup>・47.6%、スペース 2,020 円/m<sup>2</sup>・93.5%  
T F T ビル(江東区有明 3-1) インキュベーション 11 室 / スペース 15 室  
賃料(1/2 補助後)・稼働率: インキュベーション 3,025 円/m<sup>2</sup>・90.9%、スペース 2,020 円/m<sup>2</sup>・100%

課題 タイム 24 ビルの稼働率が低く、収入が確保できていない。  
都は別に空き庁舎を活用した 3 施設を運営している。さらに、区市町村が関与する 24 施設をはじめ、民間においても公的インキュベーション施設が充実してきており、こうした実態を踏まえて今後の本事業のあり方を検討する必要があるが生じている。

## 4 今回の見直しの内容

(1) 都が支払う二つのビルの借上料、及びタイム 24 ビルの借上対象面積(共用スペース)の見直しを行う。

(2) 入居者からの賃料のうち、稼働率の低いタイム 24 ビルのインキュベーションオフィスについて約 20%の値下げを行う。

(1)(2)により、平成 18 年度予算: 歳出 549,014 千円(歳入 135,113 千円)から

平成 19 年度予算: 歳出 413,890 千円(歳入 105,999 千円)へ

歳出ベースで 135,124 千円、一般財源ベースで 106,010 千円の収支改善が図られる予定である。

## 5 見直しに対する評価

今回の見直しにより 1 億円余の収支改善につながっており、一定の評価はできる。

しかし、事業開始後 10 年が経過し、区市町村や民間においても同様の施設が充実してきている実態を踏まえ、今後の本事業のあり方を引き続き検討すべきである。

19 年度要求額	歳出 413,890 (歳入 105,999) 千円
19 年度予算額	歳出 413,890 (歳入 105,999) 千円

15 年度決算額	16 年度決算額	17 年度決算額
歳出 534,183 (歳入 72,194) 千円	歳出 532,914 (歳入 72,380) 千円	歳出 522,282 (歳入 77,644) 千円

# 平成 18 年度事務事業評価票

事業名	東京港内の臨港道路におけるトンネル等監視業務	所 管 局	港湾局	事業開始	昭和 55 年度
		18 年度予算現額	1,098,224 千円	終了予定	

## 1 今回の見直しにおける視点

(1) 当初計画と実績が大きく乖離 (2) 見直し・再構築 (ア 補助のあり方 イ 施設のあり方や運営方法 ウ 行政水準 エ 役割分担 )

## 2 事業化の経緯・目的

東京港内の臨港道路におけるトンネル及び橋梁の監視業務を行う。

### 【トンネル】

青海トンネル（平成 8 年度～）  
 臨海トンネル（平成 14 年度～）  
 第二航路トンネル（昭和 55 年度～）  
 湾岸アンダー（平成 10 年度～）

### 【橋 梁】

レインボーブリッジ（平成 5 年度～）

## 3 現状・課題

東京港内の臨港道路には 4 トンネルと 1 橋梁があり、トンネルと橋梁はそれぞれにおいて、カメラ監視、巡回業務等を行っている。

レインボーブリッジの監視業務については、開始後 14 年を経過している。監視システムの老朽化が進み、機器の部品生産が終了しているため、修理・修繕が困難な状況となっている。

## 4 今回の見直しの内容

システム老朽化への対応並びにトンネル及び橋梁の監視業務の統合を目的として、レインボーブリッジの監視システムを改修する。

## 5 見直しに対する評価

一元化による業務の円滑化や監視、巡回人員の集約化等による管理経費の削減が可能となり、内容は妥当である。

19 年度要求額	1,069,170 千円
19 年度予算額	1,069,170 千円

15 年度決算額	16 年度決算額	17 年度決算額
1,255,089 千円	1,010,859 千円	1,008,555 千円



# 平成 18 年度事務事業評価票

事業名	都民に対する防災指導	所 管 局	東京消防庁	事業開始	昭和 61 年度
		18 年度予算現額	577,909 千円	終了予定	未定

## 1 今回の見直しにおける視点

(1) 当初計画と実績が大きく乖離 (2) 見直し・再構築 (ア 補助のあり方 イ 施設のあり方や運営方法 ウ 行政水準 エ 役割分担)

## 2 事業化の経緯・目的

都民防災教育センター（防災館）は、災害時に役立つ行動力を都民に身に付けてもらうことを目的として各種体験装置を配置し設立した。

一方、消防広報としての消防防災資料センター（消防博物館）は、消防の歴史や現代消防の仕組等を学び都民の防災意識の向上を図る施設として消防機材等を配置し設立した。

## 3 現状・課題

防災館は、昭和 61 年に池袋防災館、平成 4 年に立川防災館、平成 7 年に本所防災館が設立し、現在は 3 館体制となっている（来館者 27 万人/年）。消防博物館は、平成 4 年に四谷に設立した 1 館である（来館者 18 万人/年）。

大規模災害時の備えとして、救命救急講習の実施をはじめとして、自助力・共助力の強化に東京消防庁をあげて取り組む時期に来ている。そのためには、消防広報及び都民指導全体を見渡した既存事業・施設の再構築が求められている。

## 4 今回の見直しの内容

今後、防災館は、経費節減を前提に、来館者の増加動向と地域特性を踏まえ、立川と本所は体験型訓練施設として機能を充実し、池袋は一般都民に加え、消防団・災害時支援ボランティア・自主防災組織等の実践的な教育訓練所施設とする方向で整理することとした。

上記の整理に加え、防災意識と実践力の一層の普及・向上を図るため、既存事業の見直しの検討を行う。

## 5 見直しに対する評価

既存施設の有効活用と運営方法の見直しにより、更なる都民の災害対応力向上が図られるものとして評価できる。

消防博物館の有効活用等、既存事業の見直し・再構築を早期に実施すべきである。

19 年度要求額	579,982 千円
19 年度予算額	562,808 千円

15 年度決算額	16 年度決算額	17 年度決算額
590,600 千円	581,315 千円	576,441 千円

# 平成 18 年度事務事業評価票

事業名	都議会会議録の作成	所 管 局	議会局	事業開始	昭和 18 年度
		18 年度予算現額	87,818 千円	終了予定	

## 1 今回の見直しにおける視点

(1) 当初計画と実績が大きく乖離 (2) 見直し・再構築 ( ア 補助のあり方 イ 施設のあり方や運営方法 ウ 行政水準 エ 役割分担 )

## 2 事業化の経緯・目的

事業内容：会議録、速記録の調製

会議録

：自治法第 123 条及び会議規則 122 条の 2

委員会速記録

：委員会条例第 30 条

## 3 現状・課題

・現場速記・反訳・・・委託速記者

・校閲...速記職員

・印刷・配布

速記録の早期発行要望

本会議は速報版を出しているが、常任委員会についても発行要望がある。

委員会速記録の発行は、会議後 10 日～60 日となっている。

速記者養成の状況変化への対応

(速記生徒数の減少により、将来的に速記者の確保が困難となることが想定される)

## 4 今回の見直しの内容

平成 18 年度から「音声認識システム」を導入する。

音声システム導入方法 平成 18 年第三回定例会からの試行期間を含め、3 年間で段階的に導入しながら平成 21 年度に全会議へのシステム展開を図る。(年間 1 千万円程度の経費削減)

平成 18～19 年度 委員会 1 (18 年度は試行)

平成 20 年度 委員会 9

平成 21 年度 委員会 13

## 5 見直しに対する評価

システム導入による効果として、以下の点により適切であると考えます。

従来の委託速記者による速記・反訳作業が省力化されるとともに、迅速な会議録の提供が可能となり、都民サービスの向上が図られる。

システム導入により、会議記録経費の大幅な削減が可能となる。

19 年度要求額	82,715 千円
19 年度予算額	82,715 千円

15 年度決算額	16 年度決算額	17 年度決算額
64,087 千円	57,949 千円	59,917 千円

# 平成 18 年度事務事業評価票

事業名	山谷就労相談員の配置	所 管 局	産業労働局	事業開始	昭和 44 年度
		18 年度予算現額	15,886 千円	終了予定	平成 18 年度

## 1 今回の見直しにおける視点

(1) 当初計画と実績が大きく乖離 (2) 見直し・再構築 (ア 補助のあり方 イ 施設のあり方や運営方法 ウ 行政水準 エ 役割分担 )

## 2 事業化の経緯・目的

日雇労働者の集中する山谷地区において、労働者の雇用関係の育成などによって、一般労働市場への復帰を促進し、雇用の安定を図り、もって労働者の生活向上に資する。

## 3 現状・課題

就労相談・求人開拓実績が減少傾向にあることなどから、平成 17 年度までの間、退職者不補充による配置人員の削減、相談所数 3 所から 1 所体制への縮小といった事業の見直しを行ってきた。

山谷就労相談員 事業実績 (単位：人、件数)

	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度	平成 13 年度
相談員配置数	9	9	10	10	10
相談・指導	2,789	7,975	9,202	9,050	8,499
求人開拓件数	1,481	2,715	3,217	3,374	2,707
求人開拓人数	856	3,399	4,085	4,741	4,720

平成 18 年度相談員数は 6 名

## 4 今回の見直しの内容

就労相談・求人開拓等の実績が減少し、今後増加が見込まれないことから、平成 18 年度末をもって山谷就労相談員を廃止する。  
平成 18 年度相談員：6 名

## 5 見直しに対する評価

事業実績の減少を踏まえ体制の見直しを図ってきたものであり、平成 18 年度末をもって事業を終了することが適当である。

19 年度要求額	千円
19 年度予算額	千円

15 年度決算額	16 年度決算額	17 年度決算額
28,894 千円	23,761 千円	21,941 千円

# 平成 18 年度事務事業評価票

事業名	定時制夜間高等学校給食調理委託	所 管 局	教育庁	事業開始	昭和 60 年度
		18 年度予算現額	1,027,850 千円	終了予定	未定

## 1 今回の見直しにおける視点

(1) 当初計画と実績が大きく乖離 (2) 見直し・再構築 (ア 補助のあり方 イ 施設のあり方や運営方法 ウ 行政水準 エ 役割分担)

## 2 事業化の経緯・目的

東京都教育委員会では、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」に基づき、都立高等学校定時制（夜間）課程において学ぶ生徒に給食を提供している。給食調理業務の効率化を図るため、昭和 60 年度以降、民間委託化を順次図り、平成 3 年に全校での委託化を完了している。

## 3 現状・課題

近年、食育の必要性が高まるなか、児童・生徒に対し、食に関する指導の充実を図っていく必要がある。一方で、定時制夜間高等学校の給食については、下記の課題が存在する。

- 調理業務の効率性の確保
  - 調理業務の効率性を確保するため、平成 13 年度からグループ方式を導入。（（ ）内は平成 18 年度の校数。）
    - 単独調理方式：自校内の厨房施設において調理した給食を、当該校生徒に提供する方式。（28 校）
    - グループ方式：近隣の複数の学校（2～4 校）をグループ化し、グループ内で 1 校の調理校で調理した給食を他校へも配送し、各校の生徒に提供する方式。（25 グループ 61 校）
- グループ化は、1 厨房における調理可能数から 1 グループあたり 3～4 校が限界となること、学校再編による近接校の減少のため適当なグループ化が図れずやむなく単独調理となる場合があること、などの問題があり、グループ化による効率化促進は限界となっている。
- 喫食率の低下
  - 給食の喫食率は低下傾向。（平成 14 年度 74.3%、平成 15 年度 71.6%、平成 16 年度 65.1%、平成 17 年度 62.3%）
- 生徒の有職率低下といった社会情勢の変化もあり、いっそう効率的な事業遂行が求められている。

## 4 今回の見直しの内容

平成 19 年度に初めて、外部調理方式による委託を導入。これは従来、単独、グループ両調理方式ともに学校内の厨房施設において委託業者が調理を行う形態となっていたものを、業者が学校外の厨房において調理した給食を各校に配送し、生徒に提供する形態に改めるもの。

これにより、調理業務効率化による委託経費の削減の他、校内厨房設備の整備・維持管理経費等の削減が見込まれる。

円滑な事業遂行及び給食の質の確保に対応した業者の選定に留意しつつも、見直しによる効率化を確実に図るため、今回試行的に 2 校で導入し、問題点及び効果を検証する。

## 5 見直しに対する評価

課題となっていた、給食調理業務の更なる効率化の第一歩となる取組として、評価できる。

確実な経費削減を図りつつ、更なる外部調理委託の拡大が期待される。

19 年度要求額	1,007,902 千円	15 年度決算額	16 年度決算額	17 年度決算額
19 年度予算額	1,007,902 千円	994,935 千円	973,742 千円	1,007,197 千円

# 平成 18 年度事務事業評価票

事業名	街並みデザイナー制度	所 管 局	都市整備局	事業開始	平成 14 年度
		18 年度予算現額	4,392 千円	終了予定	平成 18 年度

## 1 今回の見直しにおける視点

(1) 当初計画と実績が大きく乖離 (2) 見直し・再構築 ( ア 補助のあり方 イ 施設のあり方や運営方法 ウ 行政水準 工 役割分担 )

## 2 事業化の経緯・目的

### 経緯

「東京の新しい都市づくりビジョン」(平成 13 年 10 月)において、政策誘導型都市づくりの主要な仕組みの一つとして掲げられた。

平成 14 年度 東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行、制度導入調査実施

平成 15 年度 街並み景観重点地区 6 地区指定

平成 16 年度 街並み景観重点地区 2 地区指定

平成 17 年度 街並み景観重点地区 1 地区指定

### 目的

街並みづくりの専門家である街並みデザイナーを地域に派遣し、地元の地権者と共に地域のルールを定めて都市づくりを進めることで、地域の個性と多様な魅力を育てながら迅速に都市再生を推進する。

## 3 現状・課題

平成 18 年度は 4 地区(常盤台 1・2 丁目地区、柴又帝釈天周辺地区、豊洲 5 丁目地区、大橋 1・2 丁目地区)に都が街並みデザイナーを派遣しており、年度内に街並み景観ガイドライン(案)を策定する予定である。そのうち、常盤台 1・2 丁目地区及び柴又帝釈天周辺地区については、街並み景観ガイドラインの承認に向けて調整中である。

都が街並みデザイナーを派遣している 4 地区以外の街並み景観重点地区については、地元地権者が推薦するデザイナーを都が選任し、その支援のもと街並み景観ガイドライン策定に向けて取り組んでいる。

本事業は地元の地権者と区市町村が主体的に取り組むものであり、制度導入期以降の都の関与のあり方については見直しの余地がある。

## 4 今回の見直しの内容

街並み景観ガイドラインの策定にあたっては街並みデザイナーの支援が必要であるが、地元地権者が推薦するデザイナーを都が選任し、策定に向けて取り組んでいる地区もあることから、派遣型については平成 18 年度をもって終了する。

今後は、都は街並み景観ガイドラインの策定・運用を技術的に支援する。

## 5 見直しに対する評価

制度導入期に都が街並みデザイナーを派遣することは、専門家がいない準備協議会に対し、ガイドライン作成の支援をする上で、一定の必要性が認められる。

街並み景観ガイドライン策定後は、地元の自主的なまちづくりの取り組みを技術的に支援すべきであり、今回の見直しは適切である。

19 年度要求額	千円	15 年度決算額	16 年度決算額	17 年度決算額
19 年度予算額	千円	338 千円	4,074 千円	4,924 千円

# 平成 18 年度事務事業評価票

事業名	福祉NPO等運営強化支援事業	所 管 局	福祉保健局	事業開始	平成 13 年度
		18 年度予算現額	19,871 千円	終了予定	平成 18 年度

## 1 今回の見直しにおける視点

(1) 当初計画と実績が大きく乖離 (2) 見直し・再構築 ( ア 補助のあり方 イ 施設のあり方や運営方法 ウ 行政水準 工 役割分担 )

## 2 事業化の経緯・目的

地域におけるサービスの担い手となるNPOの福祉分野への参入を支援するため、当面の間、都が先駆的に支援する。

## 3 現状・課題

地域サービスの担い手となるNPO等団体の支援については、住民に身近な区市町村が対応することが望ましい。  
平成 13 年度より、都が先駆的に運営基盤の強化支援などを行ってきたが、この間、区市町村におけるNPOに対する支援体制の整備が進んできている。

## 4 今回の見直しの内容

上記の現状を踏まえ、本事業は平成 18 年度をもって事業終了とする。

## 5 見直しに対する評価

都事業としては終了し、今後は区市町村の窓口等で支援していくことが望ましい。

19 年度要求額	千円
19 年度予算額	千円

15 年度決算額	16 年度決算額	17 年度決算額
18,325 千円	18,332 千円	20,645 千円